

資料 4

平成 21 年 5 月 28 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定更新について

1 区内指定地域密着型サービス事業者

区内の指定地域密着型サービス事業者について、介護保険法(平成 9 年法律 123 号、以下「法」という。)第 78 条の 11 および第 115 条の 19 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
株式会社さかえ ケアサービス めだかの学校	練馬区豊玉北 五丁目 11-4	株式会社さかえ ケアサービス	18 名	平成 15 年 6 月 1 日	平成 21 年 6 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 27 年 5 月 31 日)
実地指導の結果(平成 19 年 1 月 26 日実施) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号)」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。					
指定更新時の確認事項等 「練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」等に定めた以下の申請書類等について確認し、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。 ・指定更新申請書 ・更新に係る記載事項 ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の就業形態・職員の勤務形態一覧表 ・管理者経歴書 ・職員の資格証の写し ・運営規程 ・当該申請に係る資産の状況 ・地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・法第 78 条の 2 第 4 項各号又は第 115 条の 11 第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面 ・役員名簿					

2 区外指定地域密着型サービス事業者

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス事業者（みなし指定事業者）について、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 11 および第 115 条の 19 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う予定である。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
グループホーム つつじの里	埼玉県朝霞市 浜崎 4-1-64	株式会社 ウェルフェアー システム	27 名	平成 15 年 6 月 1 日	平成 21 年 6 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 27 年 5 月 31 日)

朝霞市における指定更新の結果

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかったので平成 21 年 5 月 12 日付指定更新通知送付した。

第三者評価の結果の概要

評価機関名称 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター
評価実施期間 平成 20 年 3 月 11 日

外部評価で確認された事業所の特徴

駅から徒歩 15 分ほどの住宅地にある。3 階建ての 3 ユニットであり各階はほぼ同じ構造になっている。職員は工夫しながら外出の機会を増やす努力をしている。入居者の介護に費やす時間も多いが、ホームとしては家庭的な雰囲気を保ち支援している。

重点項目への取り組み状況

- 運営推進会議の開催により、民生委員などの意見が反映され、ボランティアとしてハウイアンや舞踊のサークルにも協力がある。中学生の職場体験実習や小学校の運動会への参加など、地域との連携ができています。
- 職員は利用者の気分転換を図るための外出支援や傾聴など、日々のケアのなかでできるだけ利用者の意向に沿った取り組みをしている。
- 家族の意見、苦情、不安への対応方法・運営への反映について、利用者一人ひとりの日常での様子（健康状態、生活状態、変化など）を細かくたよりとして報告している。家族のいない利用者は行政などに報告しながら連携している。家族からの苦情は特にないが、指摘事項や改善状況はその都度連絡している。
- 交通量も多いので、職員と一緒に散歩することが多い。住民の方に声をかけられ、挨拶を交わしたり、時にはお花をいただいたりする。近くのコンビニや大型スーパーなどに散歩も兼ねて日用品を買いに行くことが日常的に行われている。

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日	指定更新年月日
愛の家グループホーム 大宮指扇	埼玉県さいたま市 西区指扇 566-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	27名	平成15年 6月1日	平成21年6月1日 (指定有効期間満了日: 平成27年5月31日)

さいたま市における指定更新

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」に照らして、特に指定更新の支障となるような事項はなかったので更新予定である。

第三者評価の結果

評価機関名称 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉サービス評価センター

評価実施期間 平成20年2月27日

外部評価で確認された事業所の特徴

当ホームは、閑静な住宅街にある2階建、3ユニットの建物である。近くには大きな公園があり、そこでは地域の人々とふれあうことができ、季節を感じることもできる。高齢者が穏やかに暮らす環境として適している。ホームでは現状のケアを、更により良いケアへと発展させるためにパーソンセンタードケア（利用者中心のケア）と称してケアの質を高める努力をしている。その努力の結果、利用者の表情は明るく生き生きしている。また、利用者は自分の出来る役割を持ち、職員と一緒に「ありがとう」の言葉をかけあいながら、感謝の気持ちを伝え、認め合いながら生活している。

主な重点項目への取り組み状況

- 家族の意見、苦情、不安への対応方法・運営への反映について、利用者一人ひとりの日々の様子を「毎月のご様子」と題して写真入りで各家庭に郵送している。意見箱を設置している。
- 地域の行事に積極的に参加している。民生委員がボランティア活動で来訪したり、中学生の体験学習を受け入れている。